【佐渡市】地域計画変更手続フロー　【目標地図のブラッシュアップ】

	話合いの実施	目標地図（案）の作成	事前の調整（約１か月） ※申出内容によって期間を延長する場合あり	案の公告 （２週間）	策定・公告
地域等 農業委員 中山間協定等	**①協議の申出（様式１）** 「地域計画の変更に係る協議申出書」を市に提出した後、集落等で話合いを実施する。	**②協議内容の報告書（様式３）** 話合い実施後に「目標地図変更に係る協議内容の報告書」を提出する。			
佐渡市		**③目標地図（案）の作成依頼** 【佐渡市】 農業委員会に対し、②の結果を反映した「目標地図（変更案）」の作成を依頼する（法第20条第１項）。	**⑤事前の調整** 【佐渡市】 変更する地域計画（案）について、関係機関（新潟県・JA.・農業委員会・土地改良区等）と事前調整を行う。 ※19条第６項の意見聴取とみなす。	**⑥地域計画(案)の公告** ⑤により調整した案をHPで２週間公告・縦覧を行う（19条７項）。	**⑦策定・公告** 策定後、公告・縦覧を行う（19条８項）。
農業委員会		**④目標地図（案）の作成** 【農業委員会】 目標地図の変更案を作成し、佐渡市へ提出する（法第20条第２項）。			
関係機関 新潟県・JA等					